



沖縄総合事務局における 港湾・空港工事に関する入札・契約の概要 (総合評価落札方式について)

平成31年 3月

沖縄総合事務局

開発建設部 港湾空港品質確保室

◎H31年度の入札・契約方式（総合評価落札方式）の変更概要

1. 新技術の導入促進を図る総合評価方式	3
2. 登録海上起重基幹技能者の活用	6
3. 港湾工事における作業船保有状況の評価の拡大	8
4. 電子入札システム申請時における申請手続きの簡素化	12
5. 新たな取り組みの実施に伴う配点の見直しについて	13

◎H31年度の入札・契約方式（総合評価落札方式）の概要

【H30年度からの継続事項】

6. 工事における若手技術者の技術の習得機会の拡大	16
7. 下請け施工実績の容認	17
8. 主任（監理）技術者の配置変更等について	19

◎技術資料提出にあたっての留意事項

9. 技術提案（施工計画）提出にあたっての留意事項	22
10. 競争参加資格に関する欠格事例（H29年度～H30年度）	26
11. 総合評価落札方式における無評価事例（H29年度～H30年度）	27

H31年度の入札・契約方式（総合評価落札方式）の 変更概要

1. 新技術の導入促進を図る総合評価方式【施工能力評価型で数件実施】(試行)〈新規〉

建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上及び若手技術者等の確保のため「新技術導入促進(Ⅰ)型(施工能力評価型)」を試行的に導入する。

■概要

- 施工能力評価型において、発注者が指定するテーマに基づき、新技術活用方針(仕様書等にない新技術を活用する提案)を求め、工事内容の品質向上等が図られるかどうかについて評価を行う。
- 実用段階にある新技術(NETISに登録されている技術)を新技術活用方針の対象とする。
- 施工能力評価型Ⅰ型及び施工能力評価型Ⅱ型で実施する。

■評価方法

- 企業から提出された新技術活用方針について、新技術情報提供システム(NETIS)に登録された新技術が提案され、その提案が有効かつ具体的であると判断される場合に企業の能力の評価項目で加点する。
- NETISに登録されていない技術(NETIS掲載期間が終了した技術)であっても、有効性があると判断される場合は加算点を与える。

評価項目及び評価基準

評価項目		評価内容	評価基準	加算点
企業の能力	新技術導入(Ⅰ)型	有効かつ具体的な新技術であるかどうかについて評価	加点有り	1点
			加点無し	0点

※加点されたにもかかわらず不履行となった場合は、工事成績評定を3点減点する。

1. 新技術の導入促進を図る総合評価方式【施工能力評価型で数件実施】(試行)〈新規〉

(様式 4-6)

(用紙A4)

〔新技術活用方針〕

工事名: ○○○○○○○○○○
会社名: ○○○○○○○○○○

■提案事項 ケーソン浮上・曳航・据付に関する新技術について

具体的な施工計画

本工事ではケーソン浮上・曳航・据付作業を伴うことから、生産性向上を目的としてケーソン据付に関する新技術の提案を求める。

【NETIS登録技術名】

【NETIS登録番号】

【選定理由】

【適用範囲】

【留意すべき事項等】

(1) 対象とする技術

NETIS 登録技術又は NETIS 掲載期間を終了しているが有効性が認められる技術を対象とする。

(2) 技術提案の評価

- 提案は1項目とする。
- 受注者の責により提案内容が履行がなされない場合は、工事成績評定から3点を減ずる。
- 目的物の寸法、規格、仕様等、契約図書の変更を伴う内容の提案、現場条件等により設計変更の対象とすることを特記仕様書に明示している提案は評価しない。
- 新技術を適用するにあたっては、他機関及び他工事との調整が必要となる新技術等又は実現性が乏しい(明らかに適用条件があわない等)新技術は原則認めない。

(3) 技術提案枚数はA4版2ページ以内、文字は10.5ポイント以上とし、3ページ目以降は評価しない。 なお、記載内容の補足として、図面等を添付しても良いがA4版1ページ以内とし、それ以上は考慮しない。

■新技術活用方針の提出にあたっての留意事項

- 提案は1項目とする。
- 目的物の寸法、規格、仕様等、契約図書の変更を伴う内容の提案、現場条件等により設計変更の対象とすることを特記仕様書に明示している提案は評価しない。
- 新技術を適用するにあたっては、他機関及び他工事との調整が必要となる新技術等又は実現性が乏しい(明らかに適用条件があわない等)新技術は原則認めない。
- 新技術の活用に係る費用は応札価格に含むものとする。

■記載方法

- 新技術活用方針として様式4-6を提出する。
- 新技術活用方針の枚数はA4版2ページ以内、文字は10.5ポイント以上とし、3ページ目以降は評価しない。
- なお、記載内容の補足として、図面等を添付しても良いがA4版1ページ以内とし、それ以上は考慮しない。

■不履行の場合のペナルティ

- 加点されたにもかかわらず、受注者の責により新技術活用方針が履行がなされない場合は、工事成績評定を3点減点する。

H31年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要

1. 新技術の導入促進を図る総合評価方式【施工能力評価型で数件実施】(試行)〈新規〉

■新技術の導入促進を図る総合評価方式で求める施工計画(施工能力評価型Ⅰ型で実施する場合のみ)

- ・新技術の導入促進を図る総合評価方式では、新技術活用方針を求めるところから、施工能力評価型Ⅰ型の施工計画では、工程表の提出を求め、記載された施工計画が適切なものであるかを評価する。

〈注意事項〉施工計画(工程表)の記載内容が、以下に該当する場合は競争参加資格を認めない。(欠格とする)

- ①様式が未提出あるいは工事名に誤りがある。
 - ②工程表に「入札説明書3.（3）工事内容」に示す工種、及び準備、後片付けの記載がされていない。
 - ③「工程管理に係わる技術的所見」について、1項目以上の記述がない。
 - ④適切な工期設定となっていない。
 - ⑤1項目でも工程表、技術的所見に不適切な記述がある。
 - ⑥本様式を含めてA4版、2ページ以内（文字の大きさは10.5ポイント以上）となっていない。

通常の施工能力評価型Ⅰ型

(様式－4－5)

施工計画(課題に対する施工計画) (施工能力評価型・Ⅰ型)

会員名：

※施工能力評価型(Ⅰ型)は、記載された施工計画が適切なものであるかを評価する。
(港湾工事共通仕様書第1～1～5施工計画書1、(6)施工方法に関する手順・工法等を評価する)
なお、過去仕様書や特記仕様書による既往歴以上の変更を含めているものではない。

■施工課題	○○○対策 (発注者で記載する)
本事務所は、○○での施工となるため、○○対策が重要となる。(発注者で記載する)	

具体的な施工方法①	
-----------	--

具体的な施工方法②	
-----------	--

具体的な施工方法③	
-----------	--

※提出された施工計画は、「可」・「不可」の評価を行う。

なお、「不可」の場合は競争参加資格を認めない。

(1)本事務計画に記載する項目は、3項目とする。なお、1項目でも下記(3)及び(4)の欠陥要件に該当する場合は競争参加資格を認めない。

(2)記載内容は、必要に応じて説明図や表記を含めることができるが、全体でA4版2枚以内(説明図や表記を含む)で記載する。ただし、施工計画書は基本条件を除く。

(3)記載内容は、以下①～⑧に付す内容に該当する場合は競争参加資格を認めまい。(各格条件)

①特記欄に様式提出用紙を記入しており、求めている工事内容と条件条項を変更を伴う場合。

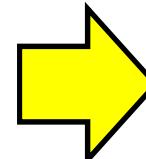
②現地踏査等で整合性がない場合(開港場等の位置等)。

③未記載や記載してある内容が確認できない場合。

④未記載の項目(自己負担料金も含む)。

⑤その他①～④と同等で判断される記載内容になっている場合。

(4)記載内容は、港湾工事共通仕様書第1～5施工計画書(6)施工方法等について修正するなど、具体的な施工方法の変更がない場合又は修正等で記載される既往歴の内容の場合は競争参加資格を認めまい。(大変条件)



新技術導入促進型で実施する施工能力評価型Ⅰ型

(様式4-1)

〔施工計画〕

(用紙A4)

工種	工程表												工事名 :
	○月 10 20												
準備													
後片付け													

■工程管理に係わる技術的所見

- ・参加申込者が技術的所見を1項目以上記述すること。

※参加申込者が発注者の示す仕様に基づく施工における技術的所見を求め、4.競争参加資格要件の「施工計画が適正であること。」を判断するものであり、発注者が示す仕様を超えた品質向上対策を求めるものではない。

なお、以下に1つでも該当する場合は不合格とする。

- ・1項目でも工程表、技術的所見に不適な記述がある。
 - ・様式が未提出あるいは工事名に誤りがある。
 - ・工程表に「入札説明書3、(3) 工事内容」に示す工種以上、後片付けの記載がされていない。
 - ・「工程表に関する技術的所見」について、「工種別記述」がない。
 - ・適切な工期設定「平成30年11月29日～平成32年3月16日まで」ととなっていない。
 - ・本様式を含めてA4版、2ページ以降（文字の大きさは1.0、5ボントップ以上）となっていない。

H31年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要

2. 登録海上起重基幹技能者の活用【WTO対象工事を除く主作業船を使用する工事】(新規)

公共工事の品質、コスト及び安全面で質の高い施工を確保するためには、施工現場に従事する優れた技能労働者の確保・育成・活用を促進する必要がある。そのため、登録海上起重基幹技能者の活用の有無について、評価を行う。

■概要

- WTO対象工事を除く、作業船を使用する工事において、発注者が各工事で指定する工種の作業船が稼働する期間中、現場作業に登録海上起重基幹技能者が1名以上配置される場合に評価を行う。

■評価方法

- 発注者が各工事で指定する工種の作業船が稼働する期間中、登録海上起重基幹技能者を1名以上、現場作業に従事させる場合、参加者は指定様式により、登録海上起重基幹技能者を活用する旨の申請を行う。
- 参加者から登録海上起重基幹技能者を活用する旨の申請があった場合、地域精通度・貢献度の評価項目で加点する。

評価項目及び評価基準

評価項目	評価内容	評価基準	加算点
地域 貢 献 度 ・	登録海上起重基幹技能者の活用	〇〇工で登録海上起重基幹技能者を配置	0. 5～1. 0点
		登録海上起重基幹技能者の配置なし	0点

※加点されたにもかかわらず不履行となった場合は、請負工事成績評定を3点減点する。

【参考】登録海上起重基幹技能者について

- 海上工事の施工現場において、工事海域の特性に応じた段取り、取りまとめといった作業管理や、作業船・船舶乗組員を指揮・統率できる熟練技能者である。
- また、技術者から提示された施工計画や技術上の指示内容を理解するとともに、技術者に対しても適切な施工方法や作業手順について提案・調整を行い、安全で効率的・経済的な建設生産システムの向上に貢献する。

2. 登録海上起重基幹技能者の活用【WTO対象工事を除く主作業船を使用する工事】(新規)

(様式 7-3)	(用紙A4)						
登録海上起重基幹技能者の活用							
会社名：○○○○○○○○ 工事名：○○○○○○○○							
<p>本工事において、登録海上起重基幹技能者を従事させることについて、該当する番号に○印を記入する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>登録基幹技能者の活用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>○○工の作業船が稼働する期間中、登録海上起重基幹技能者を1名以上、現場作業に配置する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>登録海上起重基幹技能者を配置しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 申請時は様式 7-3による申請のみで加点評価し、資格者証や技術者名簿等の提出は必要ない。 注) 2 発注者が指定する工種の作業船が稼働する期間全てにおいて、登録海上起重基幹技能者を配置しなければならない。 注) 3 配置する登録海上起重基幹技能者は、元請け職員もしくは下請け職員のどちらでも構わない。 注) 4 監理技術者、主任技術者、現場代理人等は、資格を取得していても登録海上起重基幹技能者の活用としては認めない。</p>		番号	登録基幹技能者の活用	1	○○工の作業船が稼働する期間中、登録海上起重基幹技能者を1名以上、現場作業に配置する。	2	登録海上起重基幹技能者を配置しない。
番号	登録基幹技能者の活用						
1	○○工の作業船が稼働する期間中、登録海上起重基幹技能者を1名以上、現場作業に配置する。						
2	登録海上起重基幹技能者を配置しない。						

■留意事項

- 申請時は様式 7-3による申請のみで加点評価し、資格者証や技術者名簿等の提出は必要ない。
- 発注者が指定する工種の作業船が稼働する期間全てにおいて、登録海上起重基幹技能者を配置しなければならない。
- 配置する登録海上起重基幹技能者は、元請け職員もしくは下請け職員のどちらでも構わない。
- 監理技術者、主任技術者、現場代理人等は、資格を取得していても登録海上起重基幹技能者の活用としては認めない。

■契約後の履行確認

- 契約後に監督職員が「登録海上起重基幹技能者講習修了証」及び「直接的かつ恒常的な雇用」(競争参加資格確認資料提出期限日以前3ヶ月)の確認を実施するとともに、配置状況の確認を行う。

■不履行の場合のペナルティ

- 加点されたにもかかわらず、やむを得ない場合(病気等特別な理由)を除き、登録海上起重基幹技能者を当初から配置できない、または途中で解除を行う場合、工事成績評定点を3点減点する。

H31年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要

3. 港湾工事における作業船保有状況の評価の拡大【WTO対象工事を除く主作業船を使用する工事】 〈一部変更〉

港湾工事において、作業船は必要不可欠であるが、作業船の保有は企業努力で確保されているところである。一方、作業船の隻数は年々減少しているため、港湾工事の品質確保を目的として、新たに新造された作業船の評価を行う。

■概要

作業船を使用する工事を対象に、平成22年7月以降に「新造」され、環境性能を満たした作業船を総合評価にて評価する。なお、「作業船の保有の有無」及び「環境性能の高い作業船の使用の有無」についても、これまでと同様に総合評価で評価を行う。

〈参考〉海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部改正(平成22年7月施行)

■評価方法

- ◆「作業船の保有の有無」の評価
 - ・参加者が作業船を保有する場合に評価を行う。
 - ・共同保有である場合は、自社保有である場合に加点される点数に、企業の保有持ち分比率を乗じた点数を加点する。
 - ・証明資料として、「登記簿」、「社会保険証券」または「共同保有契約書」等の資料の提出を求める。
- ◆「環境性能の高い新造作業船の使用の有無」の評価
 - ・平成22年7月以降に参加者が自ら新造した環境性能の高い新造作業船(参加者が所有する作業船に限る。)を工事で使用する場合に評価を行う。
 - ・発注タイプ毎に配点される点数に、新造のみに関わる企業の出資比率を乗じた点数を加点する。
 - ・加点期間は、新造後15年間とする。新造後、15年間が経過しているかどうかの確認については、技術資料の提出期限日をもって行う。
 - ・証明資料として、「登記簿」、「社会保険証券」、「国際大気汚染防止原動機証書」または「売買契約書」等の提出を求める。

H31年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要

3. 港湾工事における作業船保有状況の評価の拡大【WTO対象工事を除く主作業船を使用する工事】

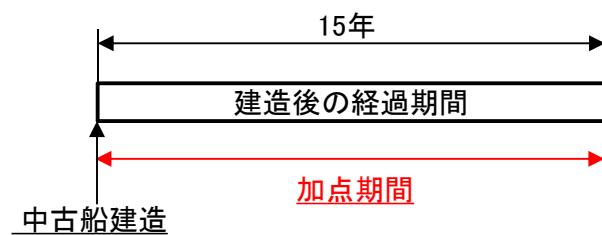
〈一部変更〉

■評価方法

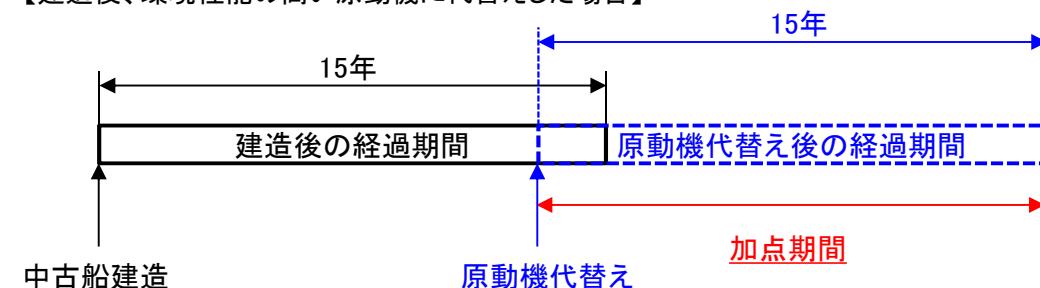
- ◆「環境性能の高い作業船の使用の有無」の評価
 - ・環境性能の高い作業船(参加者が所有する作業船に限る。)を工事で使用する場合に評価を行う。
 - ・発注タイプ毎に配点される点数に、「中古船の買収」及び「窒素酸化物排出量に係る放出基準を満たしている原動機への代替え」のみに関わる企業の出資比率を乗じた点数を加点する。
 - ・加点期間は中古船の建造後15年間とするが、建造後に環境性能の高い原動機へ代替えを行っている場合は、代替え後15年とする。15年間経過しているかどうかの確認については、技術資料の提出期限日をもって行う。
 - ・証明資料として、「登記簿」、「社会保険証券」、「国際大気汚染防止原動機証書」または「売買契約書」等の資料の提出を求める。

◆「環境性能の高い作業船」の加点期間について

【建造当初から環境性能が高い場合】



【建造後、環境性能の高い原動機に代替えした場合】



■「環境性能の高い」の定義

- ・「環境性能の高い」の定義については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物排出量に係る放出基準」を満足しているものを対象とする。(詳細については次ページ参照。)

■留意事項

- ・「環境性能の高い作業船の使用の有無」と「新造作業船の使用の有無」の重複した評価は行わない。また、総合評価において加点されたにもかかわらず、工事で使用が確認されない場合は、工事成績評定を3点減点とする。

窒素酸化物の放出量に係る放出基準について【海防法】

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十九条の三 船舶に設置される原動機(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、当該装置を含む。以下同じ。)から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

窒素酸化物の放出量に係る放出基準【海防法施行令】

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であって、 定格出力が130kWを超える 、かつ、 定格回転数が毎分130回転未満 のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が 14.4以下 であること。
二 ディーゼル機関であって、 定格出力が130kWを超える 、かつ、 定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満 のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が 44を当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下 であること。
三 ディーゼル機関であって、 定格出力が130kWを超える 、かつ、 定格回転数が毎分2,000回転以上 のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が 7.7以下 であること。
四 前三号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。

備考 1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。

(参考)国際大気汚染防止原動機証書について

国際大気汚染防止原動機証書【海防法】

(国際大気汚染防止原動機証書)

第十九条の六 国土交通大臣は、第十九条の四第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により放出量確認をし、かつ、前条の規定により同条の原動機取扱手引書(以下「原動機取扱手引書」という。)を承認したときは、当該原動機製作者等に対し、国際大気汚染防止原動機証書を交付しなければならない。

国際大気汚染防止原動機証書(見本)

 <p>国際大気汚染防止原動機証書 ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE</p> <p>日本国 JAPAN</p> <p>2008年の改正MEPC.176(58)により改正された1973年の船による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の規定書に基づく、日本国政府の権限の下に、日本海事協会が発行する。</p> <p>Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.176(58) in 2008, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan by NIPPON KAJI KYOKAI.</p>		<p>証書番号 第 Certificate No. 12KB00627EAP 号</p> <p>国際大気汚染防止原動機証書(BIAPP証書)の追補 SUPPLEMENT TO ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE (BIAPP Certificate)</p> <p>構造、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION</p> <p>記録 Note: 1 この記録及(ほその)付録は、国際大気汚染防止原動機証書に添付しておく。国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなれる時も常に船に備えておく。 The Record and its annex shall be attached to the BIAPP Certificate. The BIAPP Certificate shall accompany the engine throughout its life and always be available on board a ship. 2 船上に、少くとも英語、フランス語又はペルシア語であると、船舶の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、易読性のため必要な限りこの記録において、規定書は多角的検査書VIの規則をいい、原動機取扱手引書又は検査の方法に対する要件とは、異なる場合があることを示す。 The Record shall be at least in English, French or Spanish. If no official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy. 3 別段の定めがない限り、この記録において、「規定書は多角的検査書VIの規則をいい、原動機取扱手引書又は検査の方法に対する要件とは、異なる場合があることを示す。」 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and the requirements for an engine's Technical file and means of verifications refer to mandatory requirements from the revised NOx Technical Code 2008.</p>	<p>1.9.4 代表原動機試験燃料油の仕様 Parent engine(s) test fuel oil specification DM grade(ISO8217)</p> <p>1.9.5 実験化物放出基準値(g/kWh)、規制はなし、13.4又は13.6(g/kWh)(該当しないものを括弧すること) Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation is none, 13.4 or 13.6 (delete as appropriate) 9.6 g/kWh</p> <p>1.9.6 代表原動機の放出値(g/kWh) Parent engine(s) emission value (g/kWh) 8.4 g/kWh</p>
<p>1. 原動機の要目 Particulars of the engine</p> <p>1.1 原動機製作者の名称及び住所 ヤンマー株式会社 兵庫県尼崎市長洲東通1-1-1 Name and address of manufacturer Yanmar Co., Ltd. 1-1-1, Higashi-dori, Nagasu, Amagasaki, Hyogo, Japan</p> <p>1.2 原動機の製造場所 尼崎工場 兵庫県尼崎市長洲東通1-1-1 Place of engine build Amagasaki Plant 1-1-1, Higashi-dori, Nagasu, Amagasaki, Hyogo, Japan</p> <p>1.3 原動機の製造年月 2011年2月 Date of engine build 28 October 2011</p> <p>1.4 放出基準認定等の場所 尼崎市、日本 Place of pre-certification survey Amagasaki, Japan 1.5 放出基準認定等の年月日 2012年1月20日 Date of pre-certification survey 20 January 2012</p> <p>1.6 原動機の型式番号 6EY26LW Engine type and model number</p> <p>1.7 原動機製造番号 0527FHE Engine serial number</p> <p>1.8 原動機ファミリー [X] 又は原動機グループ [] の代表 [] 又は代表以外 [X] の原動機(適用のある場合) If applicable, the engine is a parent engine [] or a member engine [X] of the following engine family [X] or engine group [] 6EY26LWC</p> <p>1.9 個別の原動機又は原動機ファミリー / 原動機グループの詳細: Individual engine or engine family / engine group details:</p> <p>1.9.1 代表原動機の承認番号 11MM00338 Approval reference</p> <p>1.9.2 定格出力(kW)及び定格回転速度(rpm)の値又は範囲 Rated power (kW) and rated speed (rpm) values or ranges 1,400 kW 750 rpm</p> <p>1.9.3 原動機の使用形態 Test cycle(s) D2</p>		<p>2. 原動機取扱手引書の要目 Particulars of the technical file</p> <p>2008年に改正された実験化物技術規則第2章で要求される原動機取扱手引書は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、該当しないものを括弧しておこう。 The technical file, as required by chapter 2 of the NOx Technical Code 2008, is an essential part of the BIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.</p> <p>2.1 原動機取扱手引書文書番号/承認年月 Technical file identification/approval number G2-51695-3860 / 12KB00627TF</p> <p>2.2 原動機取扱手引書承認年月日 Technical file approval date 2012年1月20日 20 January 2012</p> <p>3. 船上における原動機の定期的検査の方法 Specifications for the onboard NOx verification procedures</p> <p>2008年に改正された実験化物技術規則第6章で要求される船上における検査の方法は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、該当しないものを括弧しておこう。 The specifications for the on-board NOx verification procedures, as required by chapter 6 of the NOx Technical Code 2008, are an essential part of the BIAPP Certificate and must always accompany an engine through its life and always be available on board a ship.</p> <p>3.1 機関パラメータチェック法 Engine parameter check method: 3.1.1 識別番号/承認番号 Identification / approval number G2-51695-3860 / 12KB00627TF</p> <p>3.1.2 承認年月日 Approval date 2012年1月20日 20 January 2012</p> <p>3.2 直接計測及びモニタリング法 Direct measurement and monitoring method: 3.2.1 識別番号/承認番号 Identification / approval number ---</p> <p>3.2.2 承認年月日 Approval date ---</p> <p>これらの方法に代えて、2008年に改正された実験化物技術規則6.3に従い、簡易計測法を利用することができます。 Alternatively the simplified measurement method in accordance with 6.3 of the NOx Technical Code 2008 may be utilized.</p>	
<p>神戸 において発給した。 Issued at Kobe</p> <p>日本海事協会 NIPPON KAII KYOKAI  (Hiroyuki YAMAMOTO) General Manager of Kobe Branch</p> <p>発給の日: 2012年1月20日 Date of issue: 20 January 2012</p>		<p>神戸 において発給した。 Issued at Kobe</p> <p>日本海事協会 NIPPON KAII KYOKAI  (Hiroyuki YAMAMOTO) General Manager of Kobe Branch</p> <p>発給の日: 2012年1月20日 Date of issue: 20 January 2012</p>	

4. 電子入札システム申請時における申請手続きの簡素化【全工事】(新規)

申請書類削減の観点から、工事実績等の申請書類の様式に記載している「CORINS番号」を確認することで実績が確認できる場合は、証明資料の添付を不要とする。

■CORINSの添付が不要となる項目

◆同種工事の施工実績(様式2-1)

- 申請書類にCORINSの竣工時工事カルテ受領書の写しや登録データの写しを添付する必要はないが、申請書類の様式にCORINS番号を記載すること。
- ただし、CORINSに登録している場合でも、CORINS登録内容で同種工事であることが確認出来ない場合は、同種工事であることの証明ができる契約書の写し等、工事内容(実績)が証明できる資料等の写しを添付すること。

◆主任(監理)技術者等の資格・工事経験(様式3-1、様式3-2)

- 申請書類にCORINSの竣工時工事カルテ受領書の写しや登録データの写しを添付する必要はないが、申請書類の様式にCORINS番号を記載すること。
- ただし、CORINSに登録している場合でも、CORINS登録内容で同種工事であることが確認出来ない場合は、同種工事であることの証明ができる契約書の写し等、工事内容(実績)が証明できる資料等の写しを添付すること。
- なお、同種工事の施工実績と同じである場合は証明できる資料の添付を省略してよい。

◆近隣地域内の施工実績(様式5-1、様式5-3)

- CORINSに登録している場合は、申請書類にCORINSの竣工時工事カルテ受領書の写しや登録データの写しを添付する必要はないが、申請書類の様式にCORINS番号を記載すること。
- ただし、CORINSに登録している場合でも、CORINS登録内容で施工実績が確認出来ない場合は、施工実績が証明ができる契約書の写し等、工事内容(実績)が証明できる資料等の写しを添付すること。
- なお、同種工事や主任(監理)技術者等の資格・工事経験施工実績と同じである場合は証明できる資料の添付を省略してよい。

H31年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要

5. 新たな取り組みの実施に伴う配点の見直しについて

■「企業の能力」の配点見直しについて(見直し例)

(2) 企業の能力

評価項目	評価の視点	施工能力評価型Ⅱ型 施工能力評価型Ⅰ型 基本配点		施工能力評価型Ⅱ型 施工能力評価型Ⅰ型 ケース1		施工能力評価型Ⅱ型 施工能力評価型Ⅰ型 ケース2		施工能力評価型Ⅱ型 施工能力評価型Ⅰ型 ケース3		評価基準
		得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点	
同種工事の施工実績	過去15年間の同種工事の施工実績	4	4.0	3	3.0	3	3.0	3	3.0	(より同種工事) 総合事務局(開発部)・国土交通省の実績あり
			3.0		2.3		2.3		2.3	(より同種工事) 公団等・沖縄県(那覇港管理組合含む)の実績あり
			2.0		1.5		1.5		1.5	(より同種工事) 県内市町村・他省庁・県外自治体の実績あり
			3.0		2.3		2.3		2.3	(同種工事) 総合事務局(開発部)・国土交通省の実績あり
			2.0		1.5		1.5		1.5	(同種工事) 公団等・沖縄県(那覇港管理組合含む)の実績あり
			1.0		0.8		0.8		0.8	(同種工事) 県内市町村・他省庁・県外自治体の実績あり
			0.0		0.0		0.0		0.0	上記以外(一次下請け実績を含む)の実績あり
工事成績(企業)	開発建設部内(港湾・空港所管)での過去5年間における成績点の平均点	4	4.0	4	4.0	4	4.0	3	3.0	80点以上
			3.6		3.6		3.6		2.7	79点以上 80点未満
			3.3		3.3		3.3		2.5	78点以上 79点未満
			2.9		2.9		2.9		2.2	77点以上 78点未満
			2.5		2.5		2.5		1.9	76点以上 77点未満
			2.2		2.2		2.2		1.6	75点以上 76点未満
			1.8		1.8		1.8		1.4	74点以上 75点未溎
			1.5		1.5		1.5		1.1	73点以上 74点未溎
			1.1		1.1		1.1		0.8	72点以上 73点未溎
			0.7		0.7		0.7		0.5	71点以上 72点未溎
			0.4		0.4		0.4		0.3	70点以上 71点未溎
			0.0		0.0		0.0		0.0	70点未溎又は実績なし
低入札工事の工事成績	開発建設部(港湾・空港所管)における過去2年度間の低入札工事の工事成績	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	70点以上
			-4.0		-4.0		-4.0		-4.0	65点以上 70点未溎
			-8.0		-8.0		-8.0		-8.0	65点未溎
優良工事表彰	過去3年間の優良工事表彰の有無(同一工種)	2	2.0	2	2.0	2	2.0	2	2.0	局長表彰の実績あり
			1.0		1.0		1.0		1.0	事務所長表彰の実績あり
			0.0		0.0		0.0		0.0	なし
工事事故等	過去3ヶ月間における事故状況(建築・民間及び米軍工事は除く)、粗雑工事の有無	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	粗雑工事、事故なし
			-2.0		-2.0		-2.0		-2.0	事故等による文書警告・注意あり
			-4.0		-4.0		-4.0		-4.0	事故等による指名停止あり
ICTの活用計画	ICT活用における施工プロセスの各段階において、ICTを全面的に活用する	※	1.0	1	1.0	0	0.0	1	1.0	全ての段階で全面的に活用する場合
			0.0		0.0		0.0		0.0	全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合又は活用しない場合
新技術導入(I)型	加点有り	※	1.0	0	0.0	1	1.0	1	1.0	有効かつ具体的な新技術と評価できる
			0.0		0.0		0.0		0.0	上記以外
小計(2)		10		10		10		10		

 内点数を
 へ割り振りを行う。
※工事毎に選択する。

H31年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要

5. 新たな取り組みの実施に伴う配点の見直しについて

■「地域精通度・貢献度」の配点見直しについて(見直し例)

(4) 地域精通度・貢献度

評価項目	評価の視点	施工能力評価型Ⅱ型 施工能力評価型Ⅰ型 基本配点		施工能力評価型Ⅱ型 施工能力評価型Ⅰ型 ケース1		施工計画重視型 基本配点		施工計画重視型 ケース1		評価基準
		得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点	
地域内での拠点の有無	地域内における本支店、営業所等の有無	2	2.0	1.5	1.5	1	1.0	0.8	0.8	○○内に本店あり その他
			0.0		0.0		0.0		0.0	
近隣地域での施工実績①※	過去15年間の近隣地域(沖縄県内)の港湾・空港工事の実績	2	2.0	1.5	1.5	1	1.0	0.8	0.8	実績あり:[海上工事]同一港内(海上) [陸上工事]同一空港内(制限区域内) 実績あり:[海上工事]沖縄県内(海上) [陸上工事]同一港内、同一空港内(制限区域外)
			1.0		0.8		0.5		0.4	
			0.0		0.0		0.0		0.0	その他
近隣地域での施工実績②※	過去3年間の近隣地域(沖縄県内)の土木工事の実績(建築・民間及び米軍工事は除く)。なお、共同企業体の場合は構成員全ての合計	※	2.0	※	1.5	※	1.0	※	0.8	15件 10件以上15件未満 10件未満
			1.0		0.8		0.5		0.4	
			0.0		0.0		0.0		0.0	
災害協定の有無	沖縄総合事務局(港湾空港所管)との災害協定の有無(所属する協会等が締結した場合も含む)	2	2.0	1	1.0	1	1.0	0.5	0.5	災害協定の締結あり その他
			0.0		0.0		0.0		0.0	
県内業者の下請活用の有無	県内企業を下請として活用する比率(県内元請企業も含む)	4	4.0	3	3.0	2	2.0	1.4	1.4	県内業者への下請(元請)予定金額が請負金額の30%以上 県内業者への下請(元請)予定金額が請負金額の20%~30%未満 県内業者への下請(元請)予定金額が請負金額の20%未満
			2.0		1.5		1.0		0.7	
			0.0		0.0		0.0		0.0	
登録海上起重基幹技能者の配置	対象工種の作業船が稼働する期間に1名以上の登録海上起重基幹技能者を配置	※	1.0	1	1.0	※	0.5	0.5	0.5	○○工で登録海上起重基幹技能者を配置 登録海上起重基幹技能者の配置なし
			0.0		0.0		0.0		0.0	
作業船の保有の有無	申請企業が保有する作業船の有無	※	1.0	1	1.0	※	0.5	0.5	0.5	自社保有船又は共同保有船(※1)で主要な作業船の保有あり 自社保有船又は共同保有船(※1)で作業船の保有有り 保有なし
			0.5		0.5		0.3		0.3	
			0.0		0.0		0.0		0.0	
環境性能の高い作業船の使用の有無	新造作業船または作業船の使用の有無(環境性能の高い主要な作業船に限る)	※	1.0(※2)	1	1.0	※	0.5(※2)	0.5	0.5	自社保有船又は共同保有船で環境性能の高い新造作業船の使用あり(※2) 自社保有船又は共同保有船で環境性能の高い作業船の使用あり(※3) 使用なし
			0.5(※3)		0.5		0.3(※3)		0.3	
			0.0		0.0		0.0		0.0	
小計(4)		10		10		5		5		

※1 共同保有船の場合は、企業の保有持ち分比率を乗じた点数を加点する。(小数点以下第2位で切り上げ)

※2 新造のみに関わる企業の出資比率を乗じた点数を加点する。(小数点以下第2位で切り上げ)

※3 「中古船の販売」及び「窒素酸化物排出量に係る放出基準を満たしている原動機への代替え」のみに関わる企業の出資比率を乗じた点数を加点する。(小数点以下第2位で切り上げ)

 内点数を  へ割り振りを行う。

※工事毎に選択する。

H 3 1 年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の 概要【H 3 0 年度からの継続事項】

H31年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要

6. 工事における若手技術者の技術の習得機会の拡大【全工事】(競争参加者が選択)<継続>

若手技術者は、総合評価において技術者点数が低い傾向があり、登用の妨げになっている可能性があることから、技術指導者を配置した場合には当該技術者を総合評価の評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。技術指導者の配置の有無に問わらず若手技術者を配置した際は、工事成績評定で評価を行い、平成29年度までに実施していた総合評価による加点は行わない。

■総合評価落札方式の評価方法

①工事難易度 I～IIIで予定価格3.0億円未満の場合

配置技術者：若手主任（監理）技術者 + 技術指導者（非専任※）

・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者（非専任※）の実績で評価

※別件工事で専任配置していないことを条件として、技術指導者（非専任）は、最大で工事3件まで登録可能とするが、工事内容等より専任とする場合がある。

②工事難易度 IV～VIまたは予定価格3.0億円以上の場合

配置技術者：若手主任（監理）技術者 + 技術指導者（専任）

・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者（専任）の実績で評価

■技術者の要件

①技術指導者

・主任（監理）技術者に求める要件を全て満たすこと。

・別件工事で専任配置されていないこと。

・定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと（1回／週程度）

・現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。※

・技術指導者（非専任）は発注工事を含め3件以内の配置となっていること。※

※専任の技術指導者を配置する場合は、当該条件は不要

②若手主任（監理）技術者

・主任（監理）技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。

・工事の公示日が含まれる年度の当初（4月1日）において、満40歳未満の者であること。

7. 下請け施工実績の容認【WTO対象工事を除く主作業船を使用する工事】(継続)

中小企業の受注の確保に向け、作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認める。ただし、総合評価の「同種工事の施工実績」の加点評価は行わない。

(下請け実績を認める場合)

会社の元請け実績として、発注工事の競争参加要件で求める「同種工事の施工実績」がない場合において、以下のすべての条件を満たす場合、企業と配置予定監理技術者の一次下請け実績を「同種工事の施工実績」として認める。

- ・企業の同種実績として、沖縄総合事務局発注工事の一次下請けの企業として施工した実績があること。
- ・配置予定技術者の同種実績として、一次下請けの主任技術者として配置された実績があること。
- ・一次下請け実績の工事において使用した主作業船と発注工事の主作業船が同じであること。
- ・一次下請け実績の工事において自社保有又は共同保有の主作業船を使用したこと。

※主作業船は発注工事ごとに次ページの主作業船一覧表から選択して設定する。

(下請け実績の確認資料)

■企業の同種実績の確認資料……一次下請実績が確認できる資料

- ・指定様式
- ・施工体制台帳、下請け契約書 等

■配置予定技術者の同種実績の確認資料……一次下請の主任技術者として配置された実績が確認できる資料

- ・指定様式
- ・施工体制台帳 等

■主作業船の保有、使用実績確認

- ・所有者を確認するため、登記簿、海上保険証券、納税証明書 等
- ・使用実績を確認するため、同種工事の施工計画書 等

7. 下請け施工実績の容認【WTO対象工事を除く主作業船を使用する工事】(継続)

主 作 業 船 一 覧 表

下表に示す主作業船のうち本工事で使用される船舶を対象（規格は問わない）とする。

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

(出典) 港湾請負工事積算基準 2-1-(16) 「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」
のうち、主作業船を抜粋

H31年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要

8. 主任(監理)技術者の配置変更等について【全工事】(継続)

主任(監理)技術者の柔軟な配置や申請書類の削減、申請手続きの簡素化を目的として、配置予定主任(監理)技術者を複数名の申請(3名まで申請可能)から1名のみとし、契約後の変更を認める。

また、競争参加資格が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員に対しては、技術者要件のうち同種実績を求めない。

■概要

- ・主任(監理)技術者について申請時は1名のみを申請することとし、複数名の申請を認めない。
- ・契約後の主任(監理)技術者の変更を認める。
- ・競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員の技術者についての書類を求める。なお、契約後に当該技術者の資格の保有が要件を満たすことを証明する書類の提出を求め、資格の有無を確認する。

(参考)甲型共同企業体(共同施工方式)

全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金・人員・機械等を拠出し一体となって工事を施工する方式。

■変更申請受け付け期間

- ・変更申請は、変更主任(監理)技術者に係る審査期間の確保のため、契約日から工事着手日の1週間前までとする。
- ・工事着手日は、準備工事(現場事務所等設置や現地測量)の初日をいう。

H31年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要

8. 主任(監理)技術者の配置変更等について【全工事】<継続>

■ 変更主任(監理)技術者の条件

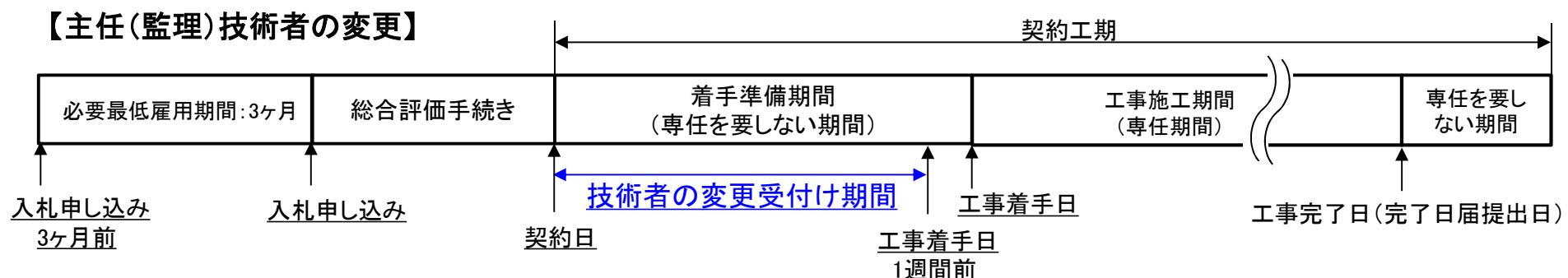
- ・入札申込みの3ヵ月前以前から受注者に雇用されていること。
- ・変更前の主任(監理)技術者と同等以上の技術力が確保されること。
- ・同等以上の技術力とは、技術者の総合評価の評価合計点が同点以上となること。

■ 変更主任(監理)技術者の条件(若手技術者を登用している場合)

- ・変更前に若手主任(監理)技術者と技術指導者を配置している場合は、主任(監理)技術者は他の若手主任(監理)技術者に、技術指導者は同等以上の技術力が確保される他の技術指導者に変更できる。
- ・若手技術者の登用を取り止める場合、主任(監理)技術者は技術指導者又は技術指導者と同等以上の技術力が確保される他の主任(監理)技術者に変更できる。

■ 監理技術者を変更する際の提出書類

- ・契約日から工事着手日1週間前までに変更主任(監理)技術者の技術力が同等と判断できる下記の書類を提出する。
- ・変更主任(監理)技術者の資格・施工経験・表彰実績など。
- ・受注者における一定の雇用期間(入札申込みの3ヶ月前以前から継続)が確認できる資料。



技術資料提出にあたっての留意事項

9. 技術提案(施工計画)提出にあたっての留意事項

技術提案(施工計画)提出にあたっての留意事項は以下のとおりとする。なお、留意事項が守られていない場合は「欠格」又は「無評価(0点評価)」となることもあるので、十分注意すること。

■施工上の課題(様式4-2)提出にあたっての留意事項【施工計画重視型、チャレンジ型】

- 1) 提案項目①～提案項目③について、1項目でも指定された課題に対して全く関係のない提案があると判断される場合、又は提案内容に明らかに誤りがあると判断される場合は欠格とする。また、3項目の提案が無い場合も欠格とする。
- 2) 本提案は3項目までとし、それ以上の提案内容は評価しない。
- 3) 1提案項目に複数の提案容の記載があると判断される場合、その提案項目は評価しない。
- 4) 提案項目毎にA4版1ページ以内(図表、写真等含む)、文字は10.5ポイント以上とし、2ページ以降の記述は評価しない。
- 5) 過度なコスト負担を要する提案、標準的な施工と同程度と判断できる提案や他機関・他工事との調整が生ずる提案は評価しない。

※施工上の課題の提出について

- ・技術提案は1項目毎に、それぞれA4版1ページ以内の条件となっていることから、提案項目①～提案項目③それぞれ1ページずつ作成すること。(合計で3ページとすること。)

施工上の課題の作成イメージ

提案項目③

1. 施工課題
○○○○○○
2. 具体的な施工計画
○○○○○○
3. 利用条件
○○○○○○

提案項目②

1. 施工課題
○○○○○○
2. 具体的な施工計画
○○○○○○
3. 利用条件
○○○○○○

提案項目③

1. 施工課題
○○○○○○
2. 具体的な施工計画
○○○○○○
3. 利用条件
○○○○○○

9. 技術提案(施工計画)提出にあたっての留意事項

■技術提案(様式8-1-1、様式8-1-2)提出にあたっての留意事項(3項目の場合)【技術提案評価型S型】

- 1) 技術提案は1項目毎に、A4版1ページ以内(図表、写真等含む)、文字は10.5ポイント以上とし、2ページ以降は評価しない。
- 2) 技術提案に係る提案内容は3項目までとし、4項目以降の提案内容は評価しない。(提出が無かったものとする。)
- 3) 1項目でも指定された課題に対して全く関係のない提案があると判断される場合、又は提案内容に明らかに誤りがあると判断される場合は欠格とする。また、3項目の提案が無い場合も欠格とする。
- 4) 1つの項目に対し、1つの提案内容を簡潔に記載するものとし、1つの項目の中に複数の提案内容の記載があると判断される場合、その項目は評価しない。
- 5) 過度なコスト負担を要する提案、標準的な施工と同程度と判断できる提案や他機関・他工事との調整が生ずる提案は評価しない。

※技術提案の提出について(3項目の場合)

- ・技術提案は1項目毎に、それぞれA4版1ページ以内の条件となっていることから、技術提案事項1～技術提案事項3について、それぞれ1ページずつ作成すること。(合計で3ページとすること。)

技術提案の作成イメージ

技術提案事項1

1. 技術提案
○○○○○○
2. 具体的な施工計画
○○○○○○
3. 利用条件
○○○○○○

技術提案事項2

1. 技術提案
○○○○○○
2. 具体的な施工計画
○○○○○○
3. 利用条件
○○○○○○

技術提案事項3

1. 技術提案
○○○○○○
2. 具体的な施工計画
○○○○○○
3. 利用条件
○○○○○○

9. 技術提案(施工計画)提出にあたっての留意事項

■技術提案(施工計画)において評価しない提案について

【施工計画重視型、チャレンジ型及び技術提案評価型S型】

- ・沖縄総合事務局(港湾・空港関係)の発注工事において、H23年8月に国土交通省国土技術政策総合研究所港湾研究部HPにて公表された「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」の他、下記の項目について、評価を行っていない。

評価しない技術提案(施工計画)の事例

技術テーマ	評価しない項目	判定
安全対策	吊り荷警報装置の使用	標準的項目
汚濁防止対策	凝集剤の使用	関係者との調整が伴う

- ・なお、H31年度からの技術提案(施工計画)の評価において、過年度に評価した提案であっても、技術の進展等により、当局で「標準的な施工と同程度と判断できる提案」として判断した場合は評価しない。

〈参考〉過度な技術提案・施工計画の取り扱い(オーバースペック)

- ① 過度な技術提案・施工計画については、H23年8月に国土交通省国土技術政策総合研究所港湾研究部HPにて公表された「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」に基づき評価を行うものとする。 <http://www.ysk.nilim.go.jp/kakubu/kouwan/sekou/overspec.htm>
- ② 過度なコスト負担を要する提案、標準的な施工と同程度と判断できる提案や他機関・他工事との調整が生ずる提案は評価しない。

9. 技術提案(施工計画)提出にあたっての留意事項

■施工計画(様式4-5)提出にあたっての留意事項【施工能力評価型 I 型】

1 審査方法(可・不可の評価)

- ・施工能力評価型(I型)は、記載された施工計画が適切なものであるかを評価する。
(港湾工事共通仕様書1-1-5施工計画書1.(6)施工方法に関する手順・工法等を評価する)
- ・なお、共通仕様書や特記仕様書による標準案以上の提案を求めているものではない。

2. 記載方法(作成方法)

- (1)本施工計画に記載する項目は、3項目とする。なお、1項目でも欠格要件に該当する場合は競争参加資格を認めない。
- (2)記載内容は、必要に応じて説明図や表等を含めることができるが、全体でA4版2枚以内(説明図や表等を含めて)とすること。なお、3枚目以降は審査対象としない。

3. 評価基準(判断の考え方)

- (1)施工方法の記載内容が、以下に該当する場合は競争参加資格を認めない(欠格とする)
 - ①特記仕様書(図面を含む)において、求めている施工内容や施工条件の変更を伴う場合。
 - ②現地条件等に整合しておらず、工事の品質、安全性・環境の維持等が標準施工案と比較して、あきらかに低下する場合。
 - ③関係法令に違反している場合。
 - ④安全施工指針等に整合していない場合。
 - ⑤指定された課題に対して、全く関係のない内容の場合
 - ⑥未記載や一部記載しているが内容が確認できない場合
 - ⑦未提出の場合(白紙提出も含む)
 - ⑧その他上記①～⑦と同等と判断できる記載内容になっている場合。
- (2)施工方法の記載内容が、「共通仕様書や〇〇施工指針に示された施工方法に従って施工する」など、具体的な施工方法の記載がない場合又は同等と判断される記載内容の場合は競争参加資格を認めない。(欠格とする)

H31年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要

10. 競争参加資格に関する欠格事例(H29年度～H30年度)

H29年度～H30年度における、競争参加資格に関する欠格事例を下記に示す。技術資料の提出にあたっては、十分注意すること。

様式	欠格事例
様式1－2 (競争参加資格確認申請書)	<ul style="list-style-type: none"> ・等級が異なっている Cランク社であることを条件としているが、Bランク社が応募している。
様式2－1～様式2－2 (企業の施工実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・求めた施工実績と要件が異なる 岸壁または物揚場での施工実績を求めたが、護岸の施工実績で申請。 ブロック据付の施工実績を求めたが、ケーソン据付の施工実績で申請。 港湾での施工実績を求めたが、漁港での施工実績で申請。 汚濁防止膜を使用した施工実績を求めたが、汚濁防止枠を使用した施工実績で申請。 ・求めた施工実績が確認できない 求めた施工実績(○○工)が、添付のCORINSで確認出来ず、特記仕様書等の資料が提出されない。 特定JVの代表者以外の構成員について様式2が添付されていない。
様式3－1～様式3－3 (配置予定技術者の施工経験)	<ul style="list-style-type: none"> ・求めた施工経験と異なる。 ブロック据付の施工実績を求めたが、ケーソン据付の施工実績で申請。 汚濁防止膜を使用した施工実績を求めたが、汚濁防止枠を使用した施工実績で申請。 ・求めた施工経験が確認できない 求めた施工実績(○○工)が、添付のCORINSで確認出来ず、特記仕様書等の資料が提出されない。 ・施工期間(従事期間)が確認できない。 コリンズ登録内容で契約工期と従事期間が異なるが、実施工工程表等の従事を証明できるが提出されない。 ・専任制が確保されていない 別件工事に従事している。
様式4－5 (施工能力評価型Ⅰ型)	<ul style="list-style-type: none"> ・3項目全てを記載していない(2項目のみを記載、1項目が未記載) 全体でA4版2枚以内の条件としており、3枚目以降は審査対象としないが、3項目目が3枚目に記載されている。 ・具体的な施工方法の記載がない場合又は同等と判断される記載内容の場合 特記仕様書のコピーが記載されており、具体的な施工方法の記載がないと判断される。

H31年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要

11. 総合評価落札方式における無評価事例(H29年度～H30年度)

H29年度～H30年度における、総合評価落札方式の無評価事例を下記に示す。技術資料の提出にあたっては、十分注意すること。

様式	評価しなかった事例
様式2－1～様式2－2 (企業の施工実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・同種工事の施工実績 <p>より同種性の施工実績として申請があつたが、より同種性の施工実績(●●m³以上、●●t/個以上等)が確認できないため同種性として評価。 より同種性の施工実績として申請があつたが、より同種性の施工実績(港湾区域内での施工実績)が確認できないため同種性として評価。</p>
様式3－1～様式3－3 (技術者の施工経験)	<ul style="list-style-type: none"> ・同種工事の施工経験 <p>より同種性の施工実績として申請があつたが、より同種性の施工実績(●●m³以上、●●t/個以上等)が確認できないため同種性として評価。</p>
様式3－1～様式3－3 (継続教育(CPD))	<ul style="list-style-type: none"> ・継続教育(CPD)の推奨単位以上について <p>技術資料の提出期限日から過去1年間以内に単位が取得されていないため、推奨単位未満(0点)として評価。 推奨単位以上「●ユニット／●年等」を満足していないため、推奨単位未満(0点)として評価。</p>
様式5－1 (近隣地域の施工実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣地域の施工実績 <p>港湾空港工事の施工実績を求めているが、漁港工事の施工実績で申請しているため、実績なし(0点)として評価。</p>
様式7 (優良表彰) (技術者表彰)	<ul style="list-style-type: none"> ・優良表彰 <p>企業の表彰年度について、評価対象年度外の実績で申請があつたため、実績なし(0点)として評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・優良技術者表彰 <p>※優良表彰、優良技術者表彰については、例年8月公告以降の案件から評価対象年度を切り替えています。</p> </p>
様式7 (工事成績点)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の過去5年間での工事成績点 <p>「企業が申請した点数>当局の取りまとめ資料での点数」→企業の成績点は誤りであったことから当局の取りまとめ資料の点数で評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者の工事成績点 <p>企業からは実績なしとして申請があつたが、当局の取りまとめ資料では実績が1件ある→企業の申請どおり実績なし(0点)として評価。</p> <p>※工事成績点については、例年6月公告以降の案件から評価対象年度を切り替えています。</p> </p>

注意事項

※説明会での内容はH31年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要となります。

※技術資料の提出にあたっては、入札説明書、様式中の記載内容を十分に確認し、添付漏れや記載漏れに十分に注意していただくようお願いします。

※技術資料の提出にあたり、不明な部分が生じた場合は、電子入札システムを通じて問い合わせていただくようお願いします。